



兵庫労働局発表  
令和2年3月30日

報道関係者 各位

【照会先】

労働基準部監督課

課長 嶋田 憲嗣

主任監察監督官 後藤 誠

電話 078(367)9151

FAX 078(367)9165

## 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた労働基準法などの関係法令に係る中小企業等への対応をまとめました

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業等から、労働基準法などの関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられています。

これを受け、労働局と労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、今般、対応がまとめられましたので、お知らせします。

兵庫労働局と労働基準監督署では、この対応を徹底し、新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大が中小企業等に与える影響について、十分に配慮することとしています。

### 【新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応のポイント】

#### 1 中小企業等への配慮

労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）における「その他の事情」に、新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

#### 2 労働基準法第33条の解釈の明確化

労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得る場合を明確化。

#### 3 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

1年単位の変形労働時間制を採用する事業場で、新型コロナウイルス感染症対策のため、予定どおりの制度の実施が企業の経営上著しく不相当と認められる場合に、制度の途中であっても、労使協定を締結し直すことも可能であることを明確化。

#### 4 36協定の特別条項の考え方の明確化

繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものである場合、36協定の特別条項への明記がなくとも、「臨時的な特別の事情がある場合」の理由として認められるものであることを明確化。

# 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 中小企業等への対応について（概要）

（令和2年3月17日付厚生労働省発基0317第17号 厚生労働事務次官依命通達）

## 現在の状況と依命通達の趣旨

○新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられている。

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示 → この趣旨を3月17日の記者会見において厚生労働大臣から説明するとともに、事務次官から依命通達を发出

## 1. 中小企業等への配慮

▶ 労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）における「**その他の事情**」には、**新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれる**ことを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保**その他の事情**に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

## 2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

▶ 労働基準法第33条第1項（**災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長**）の**対象となり得る場合**を明確化。

＜労働基準法第33条第1項の**対象となり得る場合**> ※このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合も該当し得る

- 新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合
- 手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合
- 新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合

## 3. 1年単位の变形労働時間制の運用の柔軟化

▶ **1年単位の变形労働時間制**を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適當と認められる場合には、**制度の途中であっても、労使協定を締結し直すことも可能である**ことを明確化。

## 4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

▶ **繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものである場合**には、36協定の特別条項に明記されていない場合も、「**臨時的な特別の事情がある場合**」の理由として認められるものであることを明確化。